

佐賀市物品等競争入札参加資格審査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐賀市物品調達規則（平成17年佐賀市規則第63号。以下「規則」という。）第5条に定めるもののほか、佐賀市が行う物品の購入、借入れ、製造の請負、売払いその他の物品の調達及び役務の提供に係る契約（以下「物品等に係る契約」という。）の競争入札に参加する者の資格及びその審査について必要な事項を定めるものとする。

(競争入札参加の条件)

第2条 物品等に係る契約の競争入札に参加しようとする者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しないもの及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (3) 経営状態が著しく不健全であり、契約の履行が困難であると認められる者
- (4) 市税並びに消費税及び地方消費税を完納していない者
- (5) 営業を行うに当たり、法令の規定により必要な許可、認可、免許、登録その他の資格を有していない者
- (6) 競争入札参加資格審査の申請に係る書類に虚偽の記載をした者
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項及び第2項の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく裁判所の更生手続開始決定又は民事再生法の規定に基づく裁判所の再生手続開始決定がなされている者を除く。）
- (8) 次のアからカまでのいずれかに該当する者
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者（申請手続等）

第3条 競争入札参加資格審査を受けようとする者は、規則第5条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書の提出期間、提出方法、提出先、様式その他申請手続に必要な事項は、市長が別に定める。

(競争入札参加資格の審査)

第4条 市長は、申請書類その他必要な書類に基づき競争入札参加資格の審査を行うものとする。

2 市長は、審査に当たり必要があると認めるときは、申請者に対し説明又は資料の提出を求めることができる。

3 市長は、競争入札参加資格を有しないと決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(有資格者名簿)

第5条 市長は、競争入札参加資格を有すると認めた者について、有資格者名簿を作成するものとする。

2 有資格者名簿は、公表するものとする。

3 有資格者名簿の公表方法その他必要な事項は、市長が別に定める。

(申請事項の変更)

第6条 有資格者名簿に登載された者は、申請事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

2 前項の届出の方法その他必要な事項は、市長が別に定める。

(実地調査)

第7条 市長は、第3条の申請又は前条の届出があった場合において、必要があると認めるときは、当該申請又は届出の内容について、営業所、事務所その他必要と認める場所において、実地に調査することができる。

(競争入札参加資格の取下げ)

第8条 有資格者名簿に登載された者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に競争入札参加資格の全部又は一部の取下げを届け出なければならない。

(1) 営業を廃止し、又は事業活動を継続できない状態となったとき。

(2) 有資格者名簿に登載された業種分類に係る営業を行うに当たり、法令の規定により必要な許可、認可、免許、登録その他の資格を有しなくなったとき。

(3) その他市長が競争入札参加資格の取下げの届出が必要と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の届出があったときは、当該取下げに係る競争入札参加資格を有資格者名簿から抹消するものとする。

(競争入札参加資格の取消し)

第9条 市長は、有資格者名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その競争入札参加資格の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 競争入札参加資格審査の申請に係る書類に虚偽の記載があったとき。
 - (2) 第2条各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - (3) 営業を廃止し、又は事業の継続が困難であると認められるとき。
 - (4) 有資格者名簿に登載された業種分類に係る営業を行うに当たり、法令の規定により必要な許可、認可、免許、登録その他の資格を失ったとき。
 - (5) 規則第5条第3項の規定による届出を正当な理由なく行わず、競争入札参加資格を維持させることが適当でないと認められるとき。
 - (6) その他競争入札参加資格を維持させることが適当でないと認められるとき。
- 2 市長は、前項の規定により競争入札参加資格の全部又は一部を取り消したときは、その旨を通知するとともに、当該取消しに係る競争入札参加資格を有資格者名簿から抹消するものとする。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年10月1日から施行する。